

入札説明書

【総合評価落札方式】

業務名称：2022年度～2024年度

JICA 中部開発教育指導者向け研修委託業務

- 第1 入札手続
- 第2 業務仕様書
- 第3 技術提案書の作成要領
- 第4 経費に係る留意点
- 第5 契約書（案）
- 別添 様式集

2022年3月7日
独立行政法人国際協力機構
中部センター

第1 入札手続

本件に係る入札公告に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。なお、緊急事態宣言終了後も引き続き新型コロナウイルスの感染防止のため、従来の書面（郵送）による手続きに代えて電子メール（以下、メールと記載）による手続きを原則とするとともに、押印などの条件も緩和します。

1. 公告

公告日 2022年3月7日
調達管理番号 21c01205000000

2. 契約担当役

中部センター 契約担当役 所長 村上 裕道

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：2022年度～2024年度 JICA 中部開発教育指導者向け研修委託業務
(一般競争入札（総合評価落札方式）)
- (2) 業務仕様：「第2 業務仕様書」のとおり
- (3) 業務履行期間（予定）：2022年4月15日から2025年3月31日

4. 担当部署等

(1) 書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります(以降の文中で参照先にしています)。

〒453-0872

愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7

独立行政法人国際協力機構 中部センター 市民参加協力課

【電話】052-533-0120

【FAX】052-564-3751

【メールアドレス】cbictpp@jica.go.jp

(2) 書類授受・提出方法（原則としてメールとします）

- ・メール送付先：(1)のメールアドレス宛

※圧縮ファイルおよび3MB以上の添付ファイルは受信できません。その場合、データを送受信するサイトをお伝えしますので、事前にメールにてご連絡く

ださい。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
 - b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
 - c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま
す。ただし上記における全省庁統一資格を有していない者で本競争への参加を
希望する者は、当機構から資格審査を受ける事ができます。（下記5.（5）を
参照ください。）

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。¹

¹ 平成31・32・33年度は令和01・02・03年度に読み替えてください。

2) 日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 共同企業体、再委託について

1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記(1)及び(2)の競争参加資格要件を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式集参照)を作成し、競争参加資格確認申請書(各社ごとに必要です)に添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

2) 再委託

- a) 再委託は原則禁止となりますが、一部業務の再委託を希望する場合は、技術提案書にその再委託予定業務内容、再委託先企業名等を記述してください。
- b) 再委託の対象とする業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限ります。
- c) 当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。
- d) なお、契約締結後でも、発注者から承諾を得た場合には再委託は可能です。

(4) 利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、3)を提出してください(共同企業体結成の場合には3) a)、b)は代表者、構成員とも提出が必要です)。

1) 提出期限：2022年3月16日(水)正午まで

2) 提出方法：提出書類をメール添付のPDFで提出

宛先電子メールアドレス：cbictpp@jica.go.jp

メールタイトル：【競争参加資格確認申請書等の提出(社名●●)】調達管理番号21c01205000000:業務名称「2022年度～2024年度 JICA 中部開発教育指導者向け研修委託業務」

3) 提出書類：

- a) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)²
- b) ①全省庁統一資格を有する者 令和01・02・03年度の全省庁統一資

² 新型コロナウイルスの感染防止による在宅勤務などで引き続き出社できない場合には押印はなくても可とします。

格の写し

②全省庁統一資格を有していない者

ア) 登記事項証明書 (写)

イ) 財務諸表 (直近 1 か年分) (写)

ウ) 納税証明書 (その 3 の 3) (写)

エ) 営業経歴書 (過去 1 年間の事業実績を示す資料など)

c) 下見積書 (「7. 下見積書」参照)³

d) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。

・ 共同企業体結成届

・ 共同企業体を構成する社 (構成員) の資格確認書類 (上記 a)、b)⁴

4) 確認結果の通知

競争参加資格の確認の結果はメールで通知します。2022年3月17

日 (木) までに結果が通知されない場合は、以下まで照会ください。

宛先電子メールアドレス：cbictpp@jica.go.jp

メールタイトル：【競争参加資格の確認 (社名●●)】調達管理

番号 21c01205000000 : 業務名称「2022 年度～2024 年度 JICA 中部開発教育指導者向け研修委託業務」

6. その他関連情報

特に無し

7. 下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書の提出をお願いします。

下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記し、押印してください。ただし、緊急事態宣言終了後も引き続き新型コロナウイルスの感染防止のため在宅勤務が継続するなど、出社できない場合には押印はなくても可とします。

(1) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

(2) 消費税及び地方消費税の額 (以下「消費税額等」) を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。

(3) 見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。

(4) 提出期限、提出方法、提出場所は「5. の競争参加資格 (5) 競争参加資格の確認」と同じです。

8. 入札説明書に対する質問

³ 新型コロナウイルスの感染防止による在宅勤務などで引き続き出社できない場合には押印はなくても可とします。

⁴ 引き続き在宅勤務であるなど共同企業体結成届に押印が出来ない場合、各社から代表者名による共同企業体参加表明書 (様式は任意、押印はなくても可としますが組織的承認を得ている旨の記載を本文に入れてください) を各社から取り付けることで押印に代えることも可とします。

(1) 業務仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従
いメールで提出してください。

1) 提出期限：2022年3月14日(月) 正午まで

2) 提出先：宛先電子メールアドレス：cbictpp@jica.go.jp

3) メールタイトルは以下のとおりとしてください。

【入札説明書への質問(社名●●)】調達管理番号 21c01205000000：業
務名称「2022年度～2024年度 JICA 中部開発教育指導者向け研修委託業
務」当機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。

4) 質問様式：別添様式集参照

(2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお
断りしていますのでご了承ください。

(3) 上記(1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

1) 2022年3月15日(火)午後4時以降、以下のサイト上に掲示し
ます。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

国際協力機構ホームページ (<https://www.jica.go.jp>)

→「調達情報」

→「公告・公示情報」

→「各国内拠点(JICA 緒方研究所を含む)における公告・公示情報—工
事、物品購入、役務等—(2021年度)

→「JICA 中部」

(<https://www.jica.go.jp/chotatsu/domestic/koji2021.html#chubu>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件
競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。
入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

9. 技術提案書・入札書の提出

(1) 提出期限：2022年3月22日(火) 正午まで

(2) 提出方法：新型コロナウイルスの感染防止のため、技術提案書(押印写付)・
入札書(押印写付)とも、電子データでの提出を原則とします。
上記(1)の提出期限日までに(3)をメールに添付して提出く
ださい。

1) 宛先電子メールアドレス：cbictpp@jica.go.jp

メールタイトル：【技術提案書・入札書の提出(社名●●)】

調達管理番号 21c01205000000：業務名称「2022年度～2024年度 JICA
中部開発教育指導者向け研修委託業務」

(3) 提出書類：

1) 技術提案書(押印写付) (パスワード付き PDF をメールに添付して提出)

2) 入札書 (押印写付) (パスワード付き PDF をメールに添付して提出)

(4) その他

- 1) 技術提案書のパスワードは技術提案書の提出と同時に別のメールで同じ宛先に次のタイトルで送付ください。
【技術提案書パスワードの提出（社名●●）】調達管理番号 21c01205000000：業務名称「2022年度～2024年度 JICA 中部開発教育指導者向け研修委託業務」
- 2) 入札書のパスワードは入札執行（入札会）の日時（2022年3月28日（月）11時）に合わせて同じ宛先に次のタイトルで送付ください。
【入札書パスワードの提出（社名●●）】調達管理番号 21c01205000000：業務名称「2022年度～2024年度 JICA 中部開発教育指導者向け研修委託業務」
- 3) 入札書にパスワード記載欄がありますが、2)でお知らせ頂くので記載不要です。
- 4) 以下（7）に記載するとおり、技術提案書については押印写の省略を可とする場合がありますが、入札書については押印写は必須となります。
- 5) 落札者には（3）提出書類の原本（押印付）を別途、提出頂きます。
- 6) 機構のシステムでは受信できるメールの容量には制限がありますので1回あたりのメールの容量が4メガバイト以下になるよう、PDFデータを分割するなど調整をお願いいたします。また、圧縮ソフトを用いると機構のセキュリティシステムによりメールが排除されてしまいますのでご注意をお願いいたします。

(5) 技術提案書の記載事項

- 1) 技術提案書の作成にあたっては、「第2 業務仕様書」、別紙「技術評価表」に記載した項目をすべて網羅してください。
- 2) 詳細は、「第3 技術技術提案書の作成要領」を参照ください。

(6) その他

- 1) メールで一旦提出（送付）された技術提案書 PDF 及び初回の入札書 PDF は、差し替え、変更または取り消しはできません。
- 2) 開札日の前日までの間において、当機構から技術提案書に関し説明を求められた場合には、定められた期日までにそれに応じていただきます。
- 3) 技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。

(7) 技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- 1) 提出期限後に提出されたとき。
- 2) 提出された技術提案書に記名、押印写がないとき。ただし、新型コロナウイルス感染拡大防止のための在宅勤務等で、社印又は代表者印の押印が困難な場合は、電子データでの送付時に責任者から送付いただくか、責任者を CC に入れて送付いただき、メール本文内に責任者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。

- 3) 同一提案者から内容が異なる提案が2通以上提出されたとき。
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき（虚偽の記載をした技術提案書の提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります）
- 5) 前号に掲げるほか、本入札説明書に違反しているとき。

10. 技術提案書の審査結果の通知

- (1) 技術提案書は、当機構において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、2022年3月25日（金）までに、メールに添付した文書をもってその結果を通知します。通知指定日までに結果が通知されない場合は、上記4. 窓口にお問い合わせ下さい。
なお、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書電子データは、当機構にて責任をもって削除します。
- (2) 入札会の対象は技術提案書の審査に合格した者のみとなります。
- (3) 技術提案書の審査の結果、不合格の通知を受けた者は、機構に対して不合格となった理由について、説明を求めることができます。詳細は、「18. その他(6)」を参照ください。

11. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

入札執行（入札会）にて、技術提案書の審査に合格した者の提出した入札書を開札します。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で入札会を実施します。

当機構契約事務取扱細則第14条「契約担当役は、競争入札を執行しようとする場合は、競争に参加する者（以下「入札者」という。）を立ち合わせて開札をしなければならない。この場合において、入札者が立会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする」を適用し、予定されていた入札会に代わり当機構のみで入札会を開催することを原則とします。その場合には、入札結果を入札者に個別に連絡します。また、開札の結果、再入札が必要となった場合には(3)のとおりとします。

- (1) 日時：2022年3月28日（月）11時00分
- (2) 場所：愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7
独立行政法人国際協力機構 中部センター
- (3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は再入札（最大で2回）を実施します。再入札は、初回入札に続けて実施しますので上記日時に再入札書をメールで送付できるよう遠隔で待機ください。

12. 入札書

- (1) 第1回目の入札書（押印写付）はパスワード付き PDF をメールに添付して提出ください。
- (2) 第1回目の入札書 は入札会の日時に合わせて入札者から提出されるパスワードで開札します。
- (3) 第1回目の入札は、入札件名、入札金額を記入して、原則代表者による入札書としますが、再入札では、必要に応じ代理人を定めてください。
- (4) 機構からの指示により再入札の入札書（押印写付）は、入札件名、入札金額を記入して、パスワード付き PDF をメールに添付して提出ください。なお、別メールによるパスワードは機構から指示があるまで提出しないでください。
 - 1) 代表権を有する者自身による提出の場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。
 - 2) 代理人を定める場合は、委任状を再入札書と同時に提出のうえ、法人の名称または商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同一印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。
 - 3) 委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任としてください。
 - 4) 宛先電子メールアドレス：cbictpp@jica.go.jp
メールタイトル：【再入札書の提出（社名●●）】もしくは【再入札書パスワードの提出（社名●●）】
調達管理番号 21c01205000000：業務名称「2022 年度～2024 年度 JICA 中部開発教育指導者向け研修委託業務」
- (5) 入札金額は円単位で記入してください。記入に際しては、桁取り誤り、宛先（発注者名）の記入ミス等に十分注意して応札してください。なお、千止めではありませんので端数（1円単位）までご記入ください。
例：123,456,789円⇒123,456,789円で入札してください。
- (6) 入札価格の評価は、「第2 業務仕様書」に対する総価（円）（消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額）をもって行います。
- (7) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。
- (8) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更または取消することが出来ません。
- (9) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (10) 入札保証金は免除します。

13. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名押印写を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 条件が付されている入札

14. 落札者の決定方法

総合評価落札方式（加算方式）により落札者を決定します。

- (1) 評価項目

評価対象とする項目は、第2.業務仕様書の別紙評価表の評価項目及び入札価格です。
- (2) 評価配点

評価は300点満点とし、
技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ
技術点200点
価格点100点
とします。
- (3) 評価方法
 - 1) 技術評価

「第2 業務仕様書」の別紙評価表の項目ごとに、各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価（小数点以下第一位まで採点）し、合計点を技術評価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60%

当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるレベルにある。

50%未満

なお、技術評価点が50%、つまり200満点中100点（「基準点」という。）を下回る場合を不合格とします。不合格となった場合は、「10. 技術提案書の評価結果の通知」に記載の手続きに基づき、不合格であることが通知され、入札会には参加できません。

2) 価格評価

価格評価点については以下の評価方式により算出します。算出に当たっては、

小数点以下第二位を四捨五入します。

価格評価点 = (予定価格 - 入札価格) / 予定価格 × (100点)

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を合計した値を総合評価点とします。

(4) 落札者の決定

機構が設定した予定価格を超えない入札価格を応札した者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とします。なお、落札者となるべき総合評価点の者が2人以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

なお、本来予定価格は消費税等を含みますが、本書に記載の「予定価格」は、本来の予定価格から消費税等額分を除いた金額＝「本体価格」を示しています。

(5) 落札者と宣言された者の失格

入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

- 1) その者が提出した技術提案書に不備が発見され、上述の9. に基づき「無効」と判断された場合
- 2) その者が提出した入札書に不備が発見され、13. に基づき「無効」と判断された場合
- 3) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められる場合

15. 入札執行（入札会）手順等

「11. 入札執行（入札会）の日時及び場所等」に記した通り、新型コロナウイルス感染拡大防止のため入札会は当面の間、入札者の立ち会いなく開札することとし、機構側の入札執行者、入札事務担当者、入札執行事務の関係のない職員立ち会いのもとで開札します。開札の結果については入札者に個別にメールで報告します。

(1) 入札会の手順

1) 機構の入札立ち会い者の確認

2) 技術評価点の発表

入札事務担当者が、入札者の技術評価点を発表します。

3) 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が既に提出されている入札書（パスワード付き PDF）を入札会時に入札者から提出されるパスワードを用いて開封し、入札書の記載内容を確認します。

4) 入札金額の発表

入札事務担当者が各応札者の入札金額を読み上げます。

5) 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、あらかじめ開札場所に置いておいた予定価格を開封し、入札金額と照合します。

6) 落札者の発表等

入札執行者が予定価格を超えない全入札者を対象に、「14. 落札者の決定方法」に記載する方法で総合評価点を算出し、読み上げます。結果、総合評価点が一番高い者を「落札者」として宣言します。

価格点、総合評価点を算出しなくとも落札者が決定できる場合または予定価格の制限に達した価格の入札がない場合（不調）は、入札執行者が「落札」または「不調」を発表します。

7) 再度入札（再入札）

「不調」の場合には引き続き再入札を行います。再入札を2回（つまり初回と合わせて合計3回）行います。再入札を行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。

(2) 再入札の辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、入札箱に投函してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(3) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(4) 不落随意契約

入札が成立しなかった場合、随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

16. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

(1) 落札者からは、入札金額の内訳書（社印不要）の提出を頂きます。

(2) 「第5 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結します。契約保証金は免除します。

(3) 契約条件、条文については、「第5 契約書（案）」を参照してください。なお契約書（案）の文言に質問等がある場合は、「8. 入札説明書に対する質問」の際

に併せて照会してください。

- (4) 契約書附属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

17. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d) 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

18. その他

- (1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- (2) 技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (3) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術

提案書電子データについては、機構が責任をもって削除します。なお、機構は、落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法について、同提案書作成者に無断で使用いたしません。

- (4) 技術審査で不合格となり入札会へ進めなかった者の事前提出済み入札書の電子データ（PDF のパスワードがないので機構では開封できません）は機構が責任をもって削除します。
- (5) 技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）」に従い、適切に管理し取り扱います。
- (6) 競争参加資格がないと認められた者、技術提案書の審査の結果不合格の通知を受けた者は通知日から2週間以内、入札会で落札に至らなかった者は入札執行日から2週間以内に、その理由や技術評価の内容について説明を求めることができますので、ご要望があれば「4.（1）書類等の提出先」までメールでご連絡願います。
- (7) 辞退理由書

当機構では、競争参加資格有の確認通知を受けた後に技術提案書を提出されなかった者に対し、メール添付のPDFで辞退理由書の提出をお願いしております。辞退理由書は、当機構が公的機関として競争性の向上や業務の質の改善につなげていくために、内部資料として活用させていただくものです。つきましては、ご多忙とは存じますが、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、内容につきまして、個別に照会させて戴くこともありますので、予めご了承ください。また、本辞退理由書にお答えいただくことによる不利益等は一切ありません。本辞退理由書は今後の契約の改善に役立てることを目的としているもので、その目的以外には使用いたしませんので、忌憚のないご意見をお聞かせいただければ幸いです。辞退理由書の様式は、様式集のとおりです。

第2 業務仕様書

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構中部センター（以下「JICA 中部」）が実施する「2022年度～2024年度 JICA 中部 開発教育指導者向け研修委託業務」に関する業務の内容を示すものである。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施する。

1. 業務の背景と目的

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」）は、これまでの開発途上国での国際協力の経験を通じ培ってきた知見を、人々に役立つ形で伝え、共に感じ、考えていくことにより、日本の教育において貢献するため、国際理解教育/開発教育支援事業を行っている。JICA は国際理解教育/開発教育を支援することにより、「世界の様々な開発課題と我が国の関係を知り」「それらを自らの問題として捉え主体的に考え」「根本的解決に向けた取り組みに参加する」担い手を育成する事を目指す。国際理解教育/開発教育支援事業は、近年の地域に住む外国人との共生といった国内への課題に対しても、インクルーシブな社会の実現において、国際理解教育/開発教育の知見を活かした地域づくりへの期待が高まっている。

JICA 中部では、中部地域における開発教育支援として、JICA が直接受け手に対して行うもの（国際協力出前講座、JICA 施設訪問プログラム等）と、開発教育に取り組む担い手を育成するもの（教師海外研修、開発教育指導者研修）を実施している。担い手を育成する事業においてその実践度に応じて、開発教育指導者研修（初級編）と、開発教育指導者研修（実践編）および教師海外研修を実施している。2019年度からは、東海4県の当該実績のある教員に、JICA 中部・開発教育ナビゲーターとして委嘱し、共に開発教育のすそ野拡大を目指している。これらの事業を有機的に結びつけることにより相乗効果の拡大を図っている。

同研修は、JICA の市民参加協力事業の理念に沿い、開発途上国の課題解決に取り組む国際協力の活動や、開発途上国と日本との関係に対する理解を深め、また国内の課題にも目を向け、学校現場等で開発教育/国際理解教育の持続的かつ効果的な学習活動に取り組むことのできる中核的な指導者の育成、さらには指導者間の連携強化および地域のネットワーク形成を行うことを目的としている。研修の受講者は、学校・地域等における教育現場において自主的に開発教育を展開するほか、JICA 中部の実施する開発教育指導者研修（初級編）において指導を行うなど、地域の開発教育の中核的存在となることが期待されている。

本業務は上記目的を達成するため、下記事項の業務を行い、7. 成果物・業務提出

物に示す報告書等を作成するものとする。但し、新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、それぞれのプログラムについて、実施を中止・延期・規模を縮小、あるいは対面からオンライン実施に変更する場合がある。

2. **業務実施期間** 2022年4月15日～2025年3月31日（35か月15日）

3. **業務対象地域**

JICA 中部が管轄する愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、およびオンライン。

※オンライン実施の場合、参加者は東海4県在住者以外からも妨げない。

4. **業務の概要**

(1) **開発教育指導者研修（実践編）**

(ア) **対象とする研修者**

業務対象地域に在住もしくは同地等で、開発教育に取り組む教員や NGO/NPO 職員等開発教育の担い手を対象とし、開発教育に関心のある者で、かつ児童・生徒等に開発教育/国際理解教育を継続的に実践できる立場にある者。ただし、原則として研修全4回に参加できるものとし、募集・応募・選考の手続きを経て参加者を決定する。

(イ) **内容**

開発教育の理論や具体的な教材事例、参加型学習（アクティブラーニング）の理論および実践方法（ファシリテーション）等、指導方法を体系的に学ぶ。研修受講者は、一連の研修を通して開発教育の理論や具体的な教材事例、参加型学習（アクティブラーニング）の理論および実践方法（ファシリテーション）等の指導法を習得し、その技術や知見を活用して学校・地域等における教育活動の場において開発教育を実践する。

実践後は、その成果を以下（3）に示す開発教育・国際理解教育実践報告フォーラム（以下、「実践報告フォーラム」という）において発表する。

(ウ) **定員：40名程度**

(エ) **実施時期**：国内における連続的な研修を全4回（各回連続する2日間を含む、合計7日間）実施する。実施日時については、JICA 中部が最終決定する。

以下は、JICA 中部が想定している実施時期の目安。

- ・ 募集：各年4～5月
- ・ 選考：各年5月
- ・ 第1回開発教育指導者研修（実践編）：各年6月中旬（2日間）
- ・ 第2回開発教育指導者研修（実践編）：各年7月中旬（2日間）
- ・ 第3回開発教育指導者研修（実践編）：各年8月下旬（2日間）

- ・第4回開発教育指導者研修（実践編）：各年2月上旬～中旬（1日間）
- ・実践報告フォーラム：2月上旬～中旬（1日間）

（オ）実施場所：原則として JICA 中部で実施する。

（カ）実施方法：JICA 中部が提示する開発教育指導者研修（実践編）実施要領に基づいて実施する。従来のような対面研修を基本としつつも、全体の2割程度はオンラインでのプログラムを可能とする。内容については技術提案書により提案する。

（2）教師海外研修

（ア）対象とする研修者

業務対象地域に在住もしくは同地域にある国公立、私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、専門学校の教員等で、海外研修後、児童・生徒に開発教育/国際理解教育を継続的に実践できる立場にある教員。ただし、原則として研修全4回及び渡航前説明会に参加できるものとし、募集・応募・選考の手続きを経て参加者を決定する。

尚、2020年度より JICA 北陸との合同実施ではあるが、それぞれの拠点で研修参加者の募集・選考を行う。

※参加者は、開発教育/国際理解教育について体系的に学ぶ事を主軸としている、開発教育指導者研修（実践編）への参加を推奨する。

（イ）内容

実際に開発途上国を訪問することにより、訪問国の実情および日本の国際協力の現状に関する理解の促進と、訪問国で得た教材を活用した実践のための研修を実施する。海外研修、海外研修の派遣前に国内で実施する研修（以下、事前研修という）および帰国後に国内で実施する研修（以下、事後研修という）を組み合わせる。研修受講者は、一連の教師海外研修（事前研修、海外研修、事後研修）を通して、開発途上国の実情および日本の国際協力の状況に対する実際的な理解をより深め、教育材料（写真、映像、現地の生活用品、現地の一般市民や現地で活動する国際協力関係者からのヒアリング内容等）の収集を行う。また、受講者は、（1）同様に原則として学校等で開発教育を実践し、その成果を（3）実践報告フォーラムにおいて発表する。

但し、新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、海外研修について実施を中止する場合がある。その場合は、発注者と相談の上、代替研修に変更する。

業務量について必要があれば契約変更あるいは打合せ簿を交わす。

（ウ）定員：10名程度

（※海外研修には、受注者側から研修ファシリテーターとして1名同行する。）

(エ) 実施時期：実施日時については、JICA 中部が最終決定する。

以下は、JICA 中部が想定している実施時期の目安。

- ・ 募集：各年 4～5 月
- ・ 選考：各年 5 月
- ・ 事前研修：各年 6～7 月（2 日間）
- ・ 渡航前説明会：各年 7 月（1 日間）
- ・ 海外研修：各年 7～8 月（14 日間）
- ・ 事後研修：各年 9 月上旬（1 日間）
各年 2 月上旬～中旬（1 日間）
※第 4 回開発教育指導者研修（実践編）4 回目と同時開催
- ・ 実践報告フォーラム：各年 2 月上旬～中旬（1 日間）

(オ) 実施場所：国内での研修は JICA 中部。海外研修先は別途 JICA が決定する。

(カ) 実施方法：JICA 中部が提示する教師海外研修実施要領に基づいて実施する。

(3) 開発教育・国際理解教育実践報告フォーラム

(ア) 対象とする参加者：業務対象地域の教員、教育委員会関係者および一般市民等。

(イ) 内容：上記（1）および（2）の研修の成果を中部地域の教員、教育委員会関係者および一般市民等に還元し、業務対象地域における開発教育の普及・促進、次年度の本事業研修受講者の応募勧奨につなげることを目的として、開発教育・国際理解教育実践報告フォーラムを開催する（年 1 回）。本フォーラムでは、当該年度の開発教育指導者研修（実践編）および教師海外研修の各研修受講者が一同に会し、それぞれの研修成果と開発教育の実践事例を発表する。同時に参加者同士のネットワーク形成支援も行う。

(ウ) 定員：約 100 名程度

(エ) 実施時期：各年 2 月上旬～中旬の 1 日（各研修最終日の翌日）

(オ) 実施場所：JICA 中部

(カ) 実施方法：JICA 中部が提示する開発教育指導者研修（実践編）実施要領および教師海外研修実施要領に基づいて実施する。

5. 業務実施上の留意事項

(1) 業務実施場所について

本業務について、各種国内研修は原則 JICA 中部にて開催する。その他の業務実施場所は受注者に一任するが、本件業務用の電話・FAX および電子メールアドレスを指定し、相談や問い合わせ、研修受講者や講師等との各種連絡に一元的に、かつ遅滞なく対応できる体制を敷くことを条件とする。

(2) 業務実施経費について

受注者は、四半期毎に、当該四半期の業務実施状況をまとめた業務進捗報告書および経費の支出状況をまとめた経費精算報告書を JICA 中部に提出する。

(ア) 支払方法

発注者は、業務の対価（報酬）について、業務の完了や成果物等の検査（合格）をもって、受注者からの請求に基づき、契約書に定められた額を支払う。直接経費については契約金額の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づいて、実費精算する。委託費は四半期毎に支払うものとする。

(イ) 法令等の変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により、受注者に生じた合理的な増加費用又は損失については、以下のいずれかに該当する場合は発注者が負担し、それ以外の変更については受注者が負担するものとする。

- 1) 本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準などの変更及び税制度の新設
- 2) 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更を含む）
- 3) 上記のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度新設・変更（税率の変更を含む）

(3) 実施方法について

各研修実施の際は、受注者が JICA 中部と協議の上で研修内容を定め、事務業務を行う。受注者は事前に JICA 中部と業務の内容および進め方を協議した上で各研修を実施するとともに、業務の進捗・課題等について適宜 JICA 中部へ報告すること。また受注者は、各研修実施後、プログラムの内容や業務実施に関する改善点等を JICA 中部と共有すること。

(4) 個人情報保護

本業務では、申込者等関係者の個人情報を含んだ情報を取り扱う。業務にて個人情報を取り扱う際には、漏洩が無いよう細心の注意を払うこと。データベース等で情報を管理する際には、契約期間中はこれを適切に保管し、契約終了後は JICA 中部に提出するとともに、データは必ず全て破棄すること。また、本事業への応募書類は履行期間終了後に JICA 中部に提出すること。

(5) 著作権保護

募集要項、報告書、その他広報資料に掲載する写真等のデータは、JICA に著作権が帰属するものを使用すること。これを遵守せず、第三者に訴えられた場合には、受注

者がその一切の責任を負う。

(6) 情報セキュリティ

受注者は、機構が定める情報セキュリティ管理規程および情報セキュリティ管理細則を準用し、これらの規程類に定められた事項につき、適切な措置を講じるものとする。

(7) 業務内容の変更

業務内容の変更が必要となる場合は、JICA 中部および受注者で協議し、双方合意の上で変更を行う。

(8) 業務引継

受注者は、2025 年 4 月 1 日以降本件委託業務を受注して実施する事業者に対して、必要な引継ぎを行わなければならない。業務引継期間は、契約締結後より 2025 年 3 月末日までとする。業務引継のため新規受注者側に必要な経費は、新規受注者の負担とする。

(9) 新型コロナウイルス感染症対策

2020 年 2 月より新型コロナウイルスの感染が拡大しており、現時点で日本を含む世界各地で終息が見えない状況にある。2022 年 4 月以降も右状況が続く場合、参加者および本業務の運営に携わるスタッフに対しても、各種感染予防対策を徹底する。加えて、研修実施に影響が及ぶ場合には JICA 中部と協議の上、実施する。

6. 業務の内容

本件の委託業務内容は以下のとおり。なお、技術提案書に記載した内容を可能な限り実現させ、質の向上に努めること。受注者の創意工夫や発案により個々の業務手順や実現方法の変更を行う際には、JICA 中部との協議により実施する。

なお、新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、それぞれのプログラムについて、実施を中止・延期・規模を縮小、あるいは対面からオンライン実施に変更する場合がある。

(1) 2022 年度～2024 年度に実施する本研修（開発教育指導者研修（実践編）、教師海外研修、開発教育・国際理解教育実践報告フォーラム）の実施に関する事務業務全般（運営事務局業務）

(ア) 全体調整・管理業務

- ・年間業務計画の策定、各種業務実施計画策定及び作業進捗管理

- ・ JICA 中部担当者との連絡・調整、打ち合わせ資料や議事録および必要に応じた打ち合せ簿の作成
 - ・ 研修受講者に対する連絡・調整業務（質疑応答含む）
 - ・ 各種業務報告書（四半期業務進捗報告書、業務完了報告書、総括実施報告書）の作成、提出
 - ・ 経費精算報告書（四半期毎）の作成等、経理処理業務
- (イ) 各研修翌年度の募集要項および広報関連資料の作成（2023 年度～2025 年度実施研修分）
- ・ 本研修への応募、参加に係る広報活動や問い合わせ対応
 - ・ JICA 中部が提示する実施要領に基づき、開発教育指導者研修（実践編）および教師海外研修の募集要項を作成・印刷し、関係団体へ送付する。
 - ・ 実践報告フォーラムの広報用チラシの作成・印刷
 - ・ 実践報告フォーラムの募集に関するチラシ等の関係団体への送付および応募・参加に係る広報活動
 - ・ 上記募集要項、チラシを活用した応募・参加奨励（広報）
- ※各研修の実施要領は JICA 中部が定める。募集要項をはじめとする広報関連資料の製本・印刷のみを行う。
- (ウ) 本研修に関する取り纏め業務
- ・ 開発教育指導者研修（実践編）、教師海外研修および実践報告フォーラムの参加申込受付や出欠確認等の取り纏め
 - ・ 開発教育指導者研修（実践編）および教師海外研修の申込者リストの作成、選考に関する申込者への連絡および選考に必要な書類や資料の作成
 - ・ 選考後、申込者への選考結果通知発送および合格者への研修参加に関する連絡
 - ・ 各研修受講者と実践報告フォーラム参加者に対するアンケート調査の実施および回答の集計・分析
- (2) 各研修の企画・準備・実施業務
- (ア) 開発教育指導者研修（実践編）
- ・ JICA 中部が提示する実施要領に基づいた全 4 回（各回連続する 2 日間を含む、合計 7 日間）の研修プログラムの企画・準備・実施
 - ・ 各研修実施のための講師手配・人員配置
 - ・ 各研修実施に関する必要資料の作成・印刷
 - ・ 研修当日の運営管理業務
 - ・ 実践報告書の作成・印刷
- (イ) 教師海外研修
- ・ JICA 中部が提示する実施要領に基づいた研修の研修プログラムの企画・準備・

実施

- ・ JICA 中部に対する海外研修のプログラムや行程に関する助言
- ・ 各研修実施のための講師手配・人員配置
- ・ 海外研修実施における同行者の配置
- ・ 国内から海外研修先までの往復路における業務調整
- ・ 各研修実施に関する必要資料の作成・印刷
- ・ 研修当日の運営管理業務
- ・ 研修報告書の作成・印刷

※海外研修のプログラム・日程については JICA 中部が渡航先現地事務所と協議して策定する。

※参加教員と同行ファシリテーターのフライト手配、および航空賃と空港使用税、基本的な旅行保険、査証料、現地での交通費は発注者が別途手配する。

(ウ) 実践報告フォーラム

- ・ 実践報告フォーラムプログラムの企画・準備・実施
- ・ 発表者（開発教育指導者研修（実践編）および教師海外研修受講者）に対する助言、準備等の連絡
- ・ 実施のための講師手配・人員配置
- ・ 実施に関する必要資料の作成・印刷
- ・ 研修当日の運営管理業務

(3) 本研修受講者に対する技術支援

上記（2）の研修前中後において、受講者から実践に関する技術的な質問等があった場合は、必要に応じて助言を行う。

【参考資料】

JICA 中部開発教育支援事業(研修) 予定業務

●開発教育指導者研修(実践編)

業務項目
1. 開発教育指導者研修(実践編) 運営実施計画立案、参加者募集
1)-1 事業全体のプロセスデザインの検討・作成(新規提案等を含む)
1)-2 JICA 中部との打合せ準備、打合せ
1)-3 JICA 中部との打合せ、プロセスデザインの調整
1)-4 予算見積、各四半期報告・精算作業、その他全体作業
2) 募集要項の原稿の作成、印刷業者との調整、送付手続き・業者調整(次年度分)
3) 応募書類受付、問い合わせ対応

4)-1 選考委員会用資料の作成
4)-2 選考委員としての評価・JICA 中部との選考作業
4)-3 選考結果の整理、選考結果の送付
5) 応募者データの集計・整理(JICA 中部・推進員への報告を含む)
2. 開発教育指導者研修(実践編)の実施・運営
1)-1 研修プログラムの企画立案
1)-2 研修の準備(役割分担、JICA中部との調整等)
2) 参加者への連絡、案内発送及び設営、宿泊の手配
3) 研修時配布資料の作成・印刷
4)-1 研修のメインファシリテート
4)-2 研修のサブファシリテート、運営支援
5)-1 研修当日の記録及び写真撮影
5)-2 研修後日の暫定記録作成(研修全体の詳細な記録)
6) 参加者からの問い合わせ対応(メーリングリストの作成、研修内容に関する助言等を含む)
3. 開発教育指導者研修報告書の作成
1)-1 研修記録の最終とりまとめ(成果物等)
1)-2 実践報告シートの様式作成、送付
1)-3 実践報告シート原稿の回収と調整(校正に関する受講者との連絡を含む)
1)-4 最終アンケートの様式作成、送付
1)-5 最終アンケートの回収と集計、分析
2)-1 各ページの編集、レイアウトデザイン、調整
2)-2 校正及び修正作業
2)-3 印刷業者の選定及び調整
2)-4 JICA中部との打合せ、調整(校正の最終確認含む)
3) 実践報告書のPDF化作業、JICAホームページ掲載準備
4. 年間の振り返り及び総括の取り纏め(教師海外研修分を含む)
1) 年間の振り返り及び総括取り纏め報告書の作成
2) ふりかえりの指標のモニタリング分析

●教師海外研修

業務項目	
1. 年間計画・全体作業	
1) 事業全体のプロセスデザインの検討・作成(新規提案等を含む)	
2)-1 JICA中部との打合せ準備	
2)-2 JICA中部との打合せ(事前研修前、事後研修前)	
2)-3 JICA中部との打合せ(同行ファシリテーターを含む現地日程・行程案の作成)	
3) 予算見積、各四半期報告・精算作業、その他全体作業	

2. 募集
1)-1 募集要項の原稿作成(次年度分)
1)-2 送付リスト・タックシールの作成
1)-3 発送業者・印刷業者の選定・調整
1)-4 送付状、発送用封筒の作成
1)-5 JICA 中部との連絡・調整(打合せ、電話等)
2) 募集に係る広報活動
3) 応募書類受付・整理
4) 応募者データの集計・整理(JICA 中部・推進員への報告を含む)
5) 応募問い合わせ対応(要項の追加送付作業等を含む)
3. 選考
1) 応募者面接日時調整と通知
2) 選考委員会用資料の作成
3) 選考委員として参加(事前評価を含む)
4) 選考会の運営
5) 選考結果の整理
6) 選考結果文書案の作成
7) 選考結果の送付
4. 研修(事前研修、事後研修、出発前説明会)の実施・運営
1)-1 事前研修のプログラム案の作成
1)-2 事前研修の準備(関係書類の作成、役割分担、JICA 中部との連絡調整を含む)
1)-3 事前研修の手配(講師、設営、宿泊)
1)-4 事前研修のファシリテート
1)-5 事前研修のサブファシリテート、運営支援
1)-6 事前研修の記録、写真撮影など
1)-7 成果物の整理
2)-1 渡航前説明会のプログラム案、資料の作成
2)-2 渡航前説明会のファシリテート、運営支援
2)-3 渡航前説明会の記録、写真撮影など
3)-1 事後研修のプログラム案の作成
3)-2 事後研修の準備(関係書類の作成、役割分担、JICA 中部との連絡調整を含む)
3)-3 事後研修の手配(講師、設営、宿泊)
3)-4 事後研修のファシリテート
3)-5 事後研修のサブファシリテート、運営支援
3)-6 事後研修の記録、写真撮影など
3)-7 成果物の整理
4) 講師、参加者への案内発送及び謝金・旅費の支給
5) 参加者からの問い合わせ対応

5. 海外研修支援
1)-1 海外研修行程検討会の資料作成、運営補助、記録
1)-2 海外研修の日程案の作成(行程検討会のファシリテート)
1)-3 海外研修の日程案の作成(行程検討会の打合せ参加)
2)参加者からの問い合わせ対応
3)-1 研修ノートの作成
3)-2 研修ノートの準備(必要資材の調達、組み立て、配布)
4)参加者からの必要書類の取り付け
5)参加者への旅費支給及び支給明細の作成・通知
6. 海外研修への同行者配置
1)-1 同行者への業務説明、調整
1)-2 同行者の配置
2)同行者による研修報告の作成(現地ワークショップの記録とりまとめ等)
3)同行者への現地必要経費の支給及び支給明細の作成・通知
7. 教師海外研修報告書の作成
1)-1 研修報告書、実践報告書の様式作成、送付
1)-2 研修報告書原稿の回収と調整(校正に関する受講者との連絡を含む)
1)-3 実践報告書原稿の回収と調整(校正に関する受講者との連絡を含む)
2)-1 各ページの編集、レイアウトデザイン、調整、写真の選定、キャプション付け
2)-2 校正及び修正作業
2)-3 印刷業者の選定及び調整
2)-4JICA中部との打合せ、調整(校正の最終確認含む)
3)-1 研修報告書、実践報告書のPDF化作業
3)-2 報告書のJICAホームページ掲載準備
8. その他
1)-1 海外研修で収集した教材・写真・ビデオデータ等の回収および編集、貸出教材BOXの作成
1)-2 編集したデータのDVD化、HDDコピー作業および参加者へ配布

●実践報告フォーラム

業務項目
9. 実践報告フォーラムの企画・実施・運営
1)実践報告フォーラムのプログラム案の作成(詳細進行表を含む)
2)-1 実践報告フォーラムについてのJICA中部とのプログラム調整
2)-2 実践報告フォーラムの事前手配及び準備
3)-1 実践報告フォーラムの広報チラシ原稿の作成、印刷業者との調整
3)-2 広報チラシの各方面への発送作業、広報活動
4)-1 フォーラム発表に向けた研修受講者支援(中間会合2回実施)
4)-2 フォーラム発表に向けた研修受講者支援(ワークショップ有志への提案)

5)関係資料の作成(実践報告シート、リーフレット、案内用紙など)
6)参加者からの問い合わせ対応
7)参加者からの申込み受付、返信、当日案内発送、JICA中部への報告
8)実践報告フォーラムの会場内準備・片付け
9)-1 実践報告フォーラムの運営(全体監督・ファシリテート)
9)-2 実践報告フォーラムの運営(海外研修報告、分科会支援など)
9)-3 実践報告フォーラムの運営(映像操作、記録、写真撮影など)
9)-4 実践報告フォーラムの運営(各種サポート)
10)実践報告フォーラムの記録(進行経過、成果物、アンケートのまとめ等)
10. 開発教育実践者のネットワーク形成支援
1)フォーラムつながりワークショップの企画・準備および当日のファシリテーション
2)フォーラムにおけるつながりワークショップの成果物の整理

7. 成果物・業務提出物等

受注者は、契約締結日から起算して10営業日以内に業務計画書の作成を行い業務内容・活動について事前にJICA中部と合意する。また、各種報告書を下記のとおり作成し、業務の進捗状況、成果および提言についてJICA中部への報告を行う。なお、成果品の著作権はJICA中部に所属することとし、受注者はJICA中部の許可なく他に引用または転用してはならない。

(1) 成果品の種類

(ア) 業務進捗報告書(各年度第1～3四半期末)

- ・全体調整・管理業務状況
- ・各研修の企画、準備、実施業務内容とその成果
- ・その他の対応業務と現状の課題および提案事項等の提起(必要に応じて)

(イ) 年間業務完了報告書(各年度第4四半期末)

- ・年間の全体調整・管理業務実施内容
- ・各研修の企画、準備、実施業務内容とその成果
- ・年間業務を通じた業務の評価と提案

(ウ) 総括実施報告書(2024年度第4四半期)

(エ) 各年度開発教育指導者研修(実践編)報告書 250部(各年3月中旬納入)

(オ) 各年度教師海外研修報告書 150部(各年3月中旬納入)

(2) 成果品の提出

上記(ア)、(イ)および(ウ)は、四半期毎(又は年間)に実施した業務内容について明記した報告書を作成し、押印したものを提出する。(エ)および(オ)は、電子データにより作成し、提出する。また、(エ)および(オ)について、JICA中部が別途指定する仕様に従い製本し、上記部数を期限までに納入することとする。

8. 受注者が本件業務の適正かつ確実な実施の確保のために受注者が講ずべき事項

(1) 指示

- (ア) 発注者は委託業務を適正かつ的確に実施させるために、受注者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- (イ) この他、契約書第5条（監督職員）の規定に基づき、必要な指示を行うことができる。

(2) 秘密を適正に取り扱う為に必要な措置

(ア) 金品等の授受の禁止

受注者は、委託業務において、発注者が認める場合を除き、金品などを受け取ることは与えることをしてはならない。

(イ) 宣伝行為の禁止

受注者及びその業務従事者は、「独立行政法人国際協力機構」、「JICA」「JICA 中部」の名称並びに機構の保有するロゴなどを委託業務以外の自ら行う事業の宣伝に用いてはならない（一般的な会社案内資料等において列挙される事業内容や受注業務の一つとしての事実のみ簡潔に記載する場合は除く）。

また、自ら行う事業が委託業務「JICA 中部開発教育指導者向け研修」の運営業務の一部であるかのように誤認されるおそれのある行為をしてはならない。

(ウ) 法令の順守

受注者は、本業務の実施に当たり適応を受ける関係法令を順守しなくてはならない。

(エ) 記録及び帳簿書類の整備

受注者又は受注者であった物は、委託業務の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、委託業務を終了し又中止した日の属する年度の翌年度から起算して10年間、保管しなければならない。

9. 業務実施体制及び想定業務量

業務統括、開発教育ファシリテーターおよび業務従事者は、大卒相当かつ社会経験を有するものとし、業務量目安は合計約13.3M/M（1年間）を想定。受注者は、効率化を図りつつ、また上記5. の留意事項に配慮しながら、各業務の質を確保する事を前提として適切な要員配置を提案すること。なお業務従事者は受注者の構成員であることを条件とする。以下に示す業務量はあくまで目安であり、受注者を拘束するものではない。応札者は本仕様書に基づいて必要とされる業務量を勘案し、入札金額を積算すること。

(1) 業務総括者/主任開発教育ファシリテーター：1名

（想定業務量 1.65M/M）

【業務内容】

- ・受注者側の従事者全体の総括
- ・年間の業務進捗管理

- ・各プログラムの企画補助・運営・実施
- ・各プログラムのファシリテーション
- ・各プログラム間の相乗効果の拡大化
- ・各プログラム参加者の学びや気づきの促進
- ・各プログラム参加者への開発教育実践に関する助言・指導
- ・各種経費申請、精算報告
- ・各種報告書の作成支援

【業務総括者の資格要件等】

- ・ 過去5年以上の統括経験を有する。
- ・ 開発教育等に係る指導実務経験（開発教育・多文化共生等に関する講義、ワークショップのファシリテーション等）を過去5年以上有し、業務上必要となる開発教育、国際理解教育や教育関連一般の知識と経験があること。（特に参加型教材やワークショップの実施経験）又は、それに準ずる内容の経験を有すること。

(2) 開発教育ファシリテーター/海外研修同行ファシリテーター：1名

（想定業務量 2.03M/M ただし海外研修同行が中止の場合は 1.73M/M）

【業務内容】

- ・各プログラムの企画補助・運営・実施
- ・各プログラムのファシリテーション
- ・各プログラム間の相乗効果の拡大化
- ・教師海外研修における海外研修への全日程同行およびロジ全般
- ・各プログラム参加者への開発教育実践に関する助言、指導

【開発教育ファシリテーターの資格要件等】

- ・ 開発教育等に係る指導実務経験（開発教育・多文化共生等に関する講義、ワークショップのファシリテーション等）を過去5年以上有し、業務上必要となる開発教育、国際理解教育や教育関連一般の知識と経験があること。（特に参加型教材やワークショップの実施経験）又は、それに準ずる内容の経験を有すること。
- ・ 国際協力や開発教育分野での活動経験、または開発途上国など海外での活動経験等を有する事が望ましい。
- ・ 海外研修同行ファシリテーターにおいては、十分な英語力を求める。

(3) 業務従事者

（想定業務量 9.59M/M）

- ・各プログラムの企画補助・運営・実施補助
- ・各プログラムの資料作成、記録
- ・研修応募者及び研修受講者、JICA 中部関係者への事務連絡

- ・ 各種広報業務の実施補助（募集要項の作成、発送作業含む）
- ・ 各種事務作業（物品調達、経費支払い等）
- ・ 各種経費申請、精算報告支援
- ・ 各種報告書の作成
- ・ アンケートの実施、集計、分析、とりまとめ

【業務従事者の資格要件等】

- ・ 過去（期間問わず）3年以上の国際協力・国際交流等分野での業務調整、研修運営の実務経験を有すること。なお、開発教育分野での実務経験があることが望ましい。

【参考資料】

- ・ 過年度実施要領（開発教育指導者研修（実践編）および教師海外研修）

その他、本業務の実施については、下記のウェブサイトを参照してください。

● JICA 中部開発教育支援事業 ウェブサイト

<https://www.jica.go.jp/chubu/enterprise/kaihatsu/index.html>

（1）開発教育指導者研修（実践編）および実践報告フォーラム

<https://www.jica.go.jp/chubu/enterprise/kaihatsu/shidousha/index.html>

（2）教師海外研修

<https://www.jica.go.jp/chubu/enterprise/kaihatsu/kaigaikenshu/index.html>

以上

第3 技術提案書の作成要領

技術提案書の作成にあたっては、「第2 業務仕様書」に明記されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、内容をよくご確認ください。

1. 技術提案書の構成と様式

技術提案書の構成は以下のとおりです。

技術提案書に係る様式のうち、参考様式については機構ウェブサイトからダウンロードできます。ただし、あくまで参考様式としますので、応札者独自の様式を用いて頂いても結構です

(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

(1) 応札者の経験・能力等

1) 類似業務の経験

a) 類似業務の経験（一覧リスト）・・・・・・・・・・（参考：様式1（その1））

b) 類似業務の経験（個別）・・・・・・・・・・（参考：様式1（その2））

2) 資格・認証等・・・・・・・・・・（任意様式）

(2) 業務の実施方針等・・・・・・・・・・（任意様式）

1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法

2) 業務実施体制（要員計画・バックアップ体制）

3) 業務実施スケジュール

(3) 業務従事者の経験・能力等

1) 業務従事者の推薦理由・・・・・・・・・・（任意様式）

2) 業務従事者の経験・能力等・・・・・・・・・・（参考：様式2（その1、2））

3) 特記すべき類似業務の経験・・・・・・・・・・（参考：様式2（その3））

2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項

本業務に係る技術提案書作成に際して留意頂くべき要件・事項について、以下のとおり整理します。

(1) 応札者の経験・能力等

自社が業務を受注した際に適切かつ円滑な業務が実施できることを証明するために参考となる、応札者の類似業務の経験、所有している資格等について、記載願います。

1) 類似業務の経験

類似業務とは、業務の分野、サービスの種類、業務規模などにおいて、蓄積された経験等が当該業務の実施に際して活用できる業務を指します。類似業務の実績を「様式1(その1)」に記載ください。原則として、過去10年程度の実績を対象とし、最大でも10件以内としてください。

また、業務実績の中から、当該業務に最も類似すると思われる実績(3件以内)を選び、その業務内容(事業内容、サービスの種類、業務規模等)や類似点を「様式1(その2)」に記載ください。特に、何が当該業務の実施に有用なのかが分かるように簡潔に記述してください。

2) 資格・認証等

以下の資格・認証を有している場合は、その証明書の写しを提出願います。

- 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)
- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定またはプラチナくるみん認定)
- 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(ユースエール認定)
- マネジメントに関する資格(ISO9001等)
- 個人情報保護に関する資格(プライバシーマーク等)
- 情報セキュリティに関する資格・認証(ISO27001/ISMS等)
- その他、本業務に関すると思われる資格・認証

(2) 業務の実施方針等

業務仕様書に対する、応募者が提案する業務の基本方針、業務を実施するために用いようとしている方法や手法などについて記述してください。記述は、10ページ以内を目途としてください。

1) 業務実施の基本方針(留意点)・方法

業務仕様書について内容を理解のうえ、本業務実施における基本方針及び業務実施方法につき提案願います。

2) 業務実施体制(要員計画・バックアップ体制)

業務仕様書に記載の業務全体を、どのような実施(管理)体制(直接業務に携わる業務従事者のみならず、組織として若しくは組織の外部のバックアップ体制を含む)、要員計画(業務に必要な業務従事者数、その構成、資格要件等)等で実施するのか、提案願います。

3) 業務実施スケジュール

業務実施にあたっての作業工程をフローチャート・作業工程計画書等で作成願います。

(3) 業務従事者の経験・能力等

業務を総括する方及び主な業務従事者の方の経験・能力等（類似業務の経験、実務経験及び学位、資格等）について記述願います。

1) 業務従事者の推薦理由

応募者が、業務従事者を推薦する理由を、400字以内で記載ください。

2) 業務従事者の経験・能力等

以下の要領に従い、記載ください。

■「取得資格」は、担当業務に関連する取得資格について、その資格名、分野やレベル、取得年月日を記載するとともに、可能な限りその認定証の写しを添付してください。

■「学歴」は、最終学歴のみを記載ください。

■「外国語」は、英語の資格名を記載してください。また、保有する資格の種類、スコア、取得年を記載ください。なお、認定証（取得スコアを含む）の写しがない場合には評価の対象となりません。

■「現職」は、現在の所属先の名称、所属先に採用された年月、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1～2行で簡潔に記載してください。また、所属先の確認を行うため、雇用保険については、確認（受理）通知年月日、被保険者番号、事業所番号、事業所名略称を記載してください。

■「職歴」は、所属先を最近のものから時系列順に記載し、所属した主要会社・部・課名及び主な職務内容につき、簡潔に記載ください。

■「業務従事等経験」は、現職の直前の所属先から新しい順に、所属先の名称、所属した期間、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1～2行で、簡潔に記載してください。

■「担当業務」については、各々の業務に従事した際の担当業務を正確に示すようにしてください。

■「研修実績等」については、担当業務に関連する研修歴を記載し、可能な限りその認定書等の写しを添付願います。

■職歴、業務等従事経験が、「様式2（その1）」だけでは記載しきれない場合には、「様式2（その2）」に記入してください。

3) 特記すべき類似業務の経験

記載にあたっては、当該業務に類似すると考えられる業務経験の中から、業務総括者の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似する内容が具体的に分かるように、「様式2（その3）」に業務の背景と全体業務概要、担当事項及び当該業務との関連性について記載ください。

別紙：評価表（評価項目一覧表）

評価表（評価項目一覧表）

評価項目	評価基準（視点）	配点
1. 応募者の経験・能力等		40
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、開発教育に関する各種支援業務とする。 ● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	30
(2) 資格・認証等	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下の資格・認証を有している場合に加点する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメントに関する資格（ISO9001等） ・ 情報セキュリティに関する資格・認証（ISO27001/ISMS、プライバシーマーク等） ・ 女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合は評価する。 ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」を受けている場合は評価する。 ・ 若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」を受けている場合は評価する。 ・ その他、本業務に関すると思われる資格・認証。 	10
2. 業務の実施方針等		120
(1) 業務実施の基本方針（留意点）・方法	<ul style="list-style-type: none"> ● JICAが実施する開発教育支援事業について充分理解しているか。 ● 業務の目的及び内容等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。 ● 提案されている実施方針は、具体的かつ現実的なものか。また、研修受講者にとって魅力的なものか。 ● 開発教育の理念や教材事例・指導方法等、JICAが有していない知見やノウハウを提供できているか。 ● 地域における中核的な人材育成やネットワークの構築について具体的な提案があれば、評価する。 ● その他、本業務の実施に関連して評価すべき提案事項があるか。 	60
(2) 業務実施体制、要員計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 提示された業務の基本方針及び方法に見合った実施（管理）体制が具体的かつ現実的に提案されているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。具体性のないあいまいな提案となっていないか。 ● 要員計画が適切か（外部の人材に過度に依存していないか。主要な業務に外注が想定されていないか）、資格要件は満たしているか。（開発教育等に係る指導実務経験が無い場合は配点を0とする） ● JICA中部に対する報告・連絡・相談を行う体制・方法が適切であるか。 ● 個人情報の取り扱いについて配慮すべき事項を認識し、 	50

	適切な管理体制と対策がされているか。	
(3) 業務実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的かつ現実的なスケジュール案が提示されているか。 ● 1年間を通した一連のプログラム企画・準備・実施業務の計画は適切か。 	10
3. 業務総括者の経験・能力		40
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務統括者としての資格要件を満たしているか。 ● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性に鑑み総合的に評価する。特に評価する類似案件としては、教員を中心とした開発教育・国際理解教育の指導者育成に関する業務とする。 ● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。 	25
(2) 業務総括者としての経験	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去5年の統括経験を必須とする。経験がない場合は配点を0とする。また、最近10年の総括経験を有する場合はプライオリティをおき評価する。 	10
(3) その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> ● 発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格、業務経験などがあるか。 ● その他、業務に関連して評価すべき項目があるか。 	5

第4 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

(1) 経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成の一例です。

1) 業務の対価（報酬）

2) 直接経費

当該業務の実施にあたって支出が想定される直接経費は、交通費、宿泊費、同行者海外旅費、研修運営に必要な経費、広報経費等です。

3) 一般管理費

当該業務委託を行う為に必要な経費であり、業務に要した経費としての抽出、特定が困難な経費について、一定割合の支払いを「一般管理費」として計上することを認めます。

(2) 入札金額

「第1. 入札手続き 12. 入札書(6)」のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載願います。価格の競争はこの金額で行います。なお、入札金額の全体に100分の10に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

(3) 定額で見積る直接経費

直接経費のうち、以下に係る経費については、各年度それぞれ定額1,000,000円税込を計上してください。

当該経費は、入札時点でその適切な見積もりが困難であることから、定額で入札金額に計上することにより、価格競争の対象としません。ただし、本経費については、業務完了時に証拠書類に基づき精算を行います。また、契約期間中に増額が必要となる場合には発注者、受注者双方で協議し、当該部分について増額の契約変更を行うことを可とします。

定額で見積もる直接経費の内訳（2022年度2023年度・2024年度）

項目	数量	計上額（税込）
募集広報費	●開発教育指導者研修（実践編）および教師海外研修 募集要項発送費	150,000 円
交通費	●教師海外研修受講者交通費 ① 最寄駅⇄JICA 中部まで（10名×5回（事前研修2回+出発前説明会1回+出発～帰国1回+事後研修1回）） ② JICA 中部～中部国際空港等（海外研修時）	250,000 円
宿泊費	●開発教育指導者研修（実践編）宿泊費 第1回～第4回研修（4回分） ●教師海外研修受講者宿泊費 国内研修宿泊費（事前研修、出発前、事後研修等）	400,000 円
同行者海外出張費等	同行者宿泊費、日当、海外旅行保険料（1名分） ※航空運賃、空港利用税、査証取得料、現地視察に必要な費用（車両備上・通訳・入場料）は、別途 JICA 負担。	200,000 円
合 計		1,000,000

（4）教師海外研修に係る受講者の渡航費

教師海外研修に係る受講者の渡航費（航空運賃、空港利用税、査証取得料、海外旅行保険費、現地視察に必要な費用（車両備上・通訳・入場料等）については、別途 JICA より支払うため、計上は不要です。なお、同行者海外旅費等については下記を参照ください。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

（1）業務の対価（報酬）については、業務の完了や成果物等の検査の結果合格した場合、発注者は受注者からの請求に基づき、契約書に定められた額を支払います。

（2）直接経費については契約金額の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づいて、実費精算します。受注者は業務完了にあたって経費精算報告書を作成し、発注者は精算報告書ならびに証拠書類を検査し、検査結果及び精算金額を通知します。受注者は同通知に基づき、請求書を発行します。

3. その他留意事項

（1）精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる

書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名（支払者）、③領収書発行者（支払先）、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。

- (2) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。
- (3) 謝金の支払いを実施していただく際、支払相手方が個人の場合には、原則として源泉徴収の手続きを実施していただく必要があります。業務内容によっては、旅費・交通費についても源泉徴収の対象となります。詳細は、発注者に確認下さい。

以上

第5 契約書（案）

業務委託契約書

1. 業務名称 2022年度～2024年度JICA中部開発教育指導者向け研修委託業務
2. 契約金額 金 00,000,000円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 0,000,000円)
3. 履行期間 2022年 4月15日から
2025年 3月31日まで

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構中部センター 契約担当役 所長 村上裕道（以下「発注者」という。）と●●●● ●●●●● ●●●●●（以下「受注者」という。）とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総 則）

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書Ⅰ「業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に定義する業務の完成を約し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。
- 2 受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、業務を完成するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。
 - 3 頭書の「契約金額」に記載の「消費税及び地方消費税」（以下「消費税等」という。）とは、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づくものである。
 - 4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
 - 5 本契約の履行及び業務の実施（安全対策を含む。）に関し、受注者から発注者に

提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第5条に定義する監督職員を経由して提出するものとする。

6 前項の書類は、第5条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

7 発注者は、本業務の委託に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。

8 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。

(業務計画書)

第2条 受注者は、本契約締結日から起算して10営業日(営業日とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下、同じ。)以内に、業務仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託又は下請負の禁止)

第4条 受注者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者が、前項ただし書の規定により業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。

(1) 受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。

(2) 発注者は、受注者に対して、受託者又は下請負人の名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(3) 第18条第1項第9号イからトまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

(監督職員)

第5条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構中部センター市民参加協力課長の職にある者を監督職員と定める。

2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。

(1) 第1条第5項に定める書類の受理

(2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議

(3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会

3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

(1) 指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

(2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。

(3) 協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(4) 立会 監督職員又はその委任を受けたものが作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録することとする。

5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第2項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。

6 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本契約の業務の履行状況の報告を求めることができる。

(業務責任者)

第6条 受注者は、本契約の履行に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。また、業務責任者を変更するときも同様とする。

2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に、業務の実施についての総括管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。

3 業務責任者は、本契約に基づく受注者の行為に関し、受注者を代表する権限(ただし、契約金額の変更、作業項目の追加等業務内容の重大な変更、履行期間の変更、損害額の決定、本契約に係る支払請求及び金銭受領の権限並びに本契約の解除に係るものを除く。)を有するものとする。

(業務内容の変更)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務内容の変更を求めることができる。

2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 第1項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。

4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

(一般的損害)

第8条 業務の実施において生じた損害(本契約で別に定める場合を除く。)については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第9条 業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して賠償を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

3 前二項の場合において、その他業務の実施に関し、第三者との間に紛争を生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

第10条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。この場合において、発注者が認める場合は、受注者は、第14条に規定する経費確定(精算)報告書に代えて、附属書Ⅱ「契約金額内訳書」(以下「契約金額内訳書」という。)に規定する単価等に基づき確定した経費の内訳及び合計を業務完了届に記載することができる。

2 業務の完了前に、業務仕様書において可分な業務として規定される一部業務が

完了した場合は、受注者は、当該部分業務に係る業務完了届を提出することができる。発注者が受注者に対し、当該部分業務に係る業務完了届の提出を求めたときは、受注者は、遅滞なく業務完了届を提出しなければならない。

- 3 発注者は、前 2 項の業務完了届を受理したときは、その翌日から起算して 10 営業日以内に当該業務について確認検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。

(債務不履行)

第 11 条 受注者の責に帰すべき理由により、受注者による本契約の履行が本契約の本旨に従った履行と認められない場合、又は、履行が不能になった場合は、発注者は受注者に対して、完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。この場合において、本契約の目的が達せられない場合は、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(成果物及び業務提出物の取扱い)

第 12 条 受注者は、業務仕様書に成果物（以下「成果物」という。）が規定されている場合は、成果物を、業務仕様書に成果物が規定されていない場合は、業務実施報告書（以下「業務実施報告書」という。）を、第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する業務完了届に添付して提出することとし、第 10 条第 3 項に規定する検査を受けるものとする。

- 2 前項の場合において、第 10 条第 3 項に定める検査の結果、成果物及び業務実施報告書について補正を命ぜられたときは、受注者は遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、第 10 条第 3 項の規定を準用する。

- 3 受注者は、業務仕様書に業務提出物（以下、「業務提出物」という。）が規定されている場合は、業務提出物を業務仕様書の規定（内容、形態、部数、期限等）に基づき提出し、監督職員の確認を得なければならない。

- 4 受注者が提出した成果物、業務実施報告書及び業務提出物（以下総称して「成果物等」という。）の所有権は、それぞれ第 10 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に、受注者から発注者に移転する。

- 5 受注者が提出した成果物等の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。）は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、それぞれ第 10 条第 3 項に定める検査合格又は前項に定める監督職員の確認の時に受注者から発注者に譲渡されたものとし、著作権が受注者から発注者に譲渡された部分の利用又は改変については、受注者は発注者に対して著作者人格権を行使しないものとする。また、成果物等のうち、受注者が

従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。

6 前項の規定は、第 11 条、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項の規定により本契約を解除した場合についても、これを準用する。

(成果物の瑕疵担保)

第 13 条 発注者は、前条第 4 項による所有権の移転後において、当該成果物等に瑕疵が発見された場合は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項において受注者が負うべき責任は、前条第 1 項及び 2 項の検査の合格をもって免れるものではない。

3 第 1 項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、前条第 4 項の所有権の移転後、1 年以内に行わなければならない。

(経費の確定)

第 14 条 受注者は、履行期間末日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、経費確定（精算）報告書（以下「経費報告書」という。）を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。

2 受注者は、第 10 条第 2 項に定める可分な業務にかかる業務完了届を提出する場合は、当該業務完了届の提出日の翌日から起算して 30 日以内に、発注者に対し、当該業務に係る経費報告書を提出しなければならない。ただし、発注者の事業年度末においては、発注者が別途受注者に通知する日時までに提出するものとする。

3 受注者は、契約金額内訳書のうち精算を必要とする費目についての精算を行うに当たっては、経費報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出しなければならない。

4 発注者は、第 1 項及び第 2 項の経費報告書及び前項の必要な証拠書類一式を検査のうえ、契約金額の範囲内で発注者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）として確定し、経費報告書を受領した日の翌日から起算して 30 日以内に、これを受注者に通知しなければならない。

5 前項の金額の確定は、次の各号の定めるところにより行うものとする。

(1) 業務の対価（報酬）

契約金額内訳書に定められた額とする。

(2) 直接経費

契約金額の範囲内において、領収書等の証拠書類に基づく実費精算による。

- 6 受注者は、発注者から前項の直接経費に係る証拠書類の提出の省略を認められた場合は、これらを整備し、履行期間の満了した事業年度の翌年度の4月1日から起算して10年の間、自らこれを保管し、発注者からの要求があったときは、遅滞なく原本を提示しなければならない。

(支払)

- 第15条 受注者は、第10条第3項による検査に合格し、前条第4項の規定による確定金額の決定通知を受けたときは、発注者に確定金額の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日の翌日から起算して30日以内に支払を行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めたときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正された支払請求を発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

(履行遅滞の場合における損害の賠償)

- 第16条 受注者の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果品の引き渡しを請求することができる。
- 2 前項の損害賠償の額は、契約金額から既に引渡しを受けた部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責に帰すべき理由により、発注者が支払義務を負う契約金額の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(天災その他の不可抗力の扱い)

- 第17条 自然災害又は暴動、ストライキ等の人為的な事象であって、発注者、受注者双方の責に帰すべからざるもの(以下「不可抗力」という。)により、発注者、受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない、また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認

し、その後の必要な措置について協議し定める。

2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

(発注者の解除権)

第 18 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

(1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3) 受注者が第 20 条第 1 項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。

(4) 第 23 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為があったとき。

(5) 受注者に不正な行為があったとき、又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。

(6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。

(7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。

(8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。

イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会勢力」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。

ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第4号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

第19条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも30日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

- 2 第1項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し、他に転用できない費用に契約業務を完成したとすれば取得しえたであろう利益を合算した金額とする。

（受注者の解除権）

第20条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

(解除に伴う措置)

第 21 条 発注者は、本契約が解除された場合においては、業務の出来高部分のうち、検査に合格したものについては、引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する発注済金額を支払わなければならない。

(調査・措置)

第 22 条 受注者が、第 18 条第 1 項各号又は第 23 条第 1 項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。

2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。

3 発注者は、第 18 条第 1 項各号又は第 23 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。

4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

第 23 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の 10 分の 2 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

(1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条（贈賄）又は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

イ 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的

ロ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。）

- (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下、「独占禁止法」）第 3 条、第 6 条又は第 8 条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本契約の業務の実施に関し、刑法第 96 条の 6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第 89 条第 1 項又は同法第 90 条 1 号及び 2 号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
- (5) 第 1 号、第 2 号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者（受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか）が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。
- (6) 第 14 条に定める経費確定（精算）報告において受注者が故意又は重過失により虚偽の資料等を提出し、発注者に対して過大な請求を行ったことが認められたとき。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は契約金額の 10 分の 2 を下ることはない。
- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるとときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第 18 条第 2 項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
- 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 条第 8 項の規定にかかわらず、発

注者は、当該構成員に対して第1項から第3項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、第2号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠ったものについては、この限りでない。

(1) 第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者

(2) 第1項第5号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者

6 前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支払う義務を負うものとする。

7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

（賠償金等の徴収）

第24条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額が発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払いの日まで年2.7パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追加徴収する。

2 前項の追加徴収をする場合は、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.7パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（秘密の保持）

第25条 受注者（第4条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、業務の実施上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。

(1) 開示を受けた時に既に公知であったもの

(2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの

(3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの

(4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したものの

(5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明するもの

(6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの

(7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの

- 2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
- 3 受注者は、本契約の業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 6 受注者は、本契約業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（個人情報保護）

第 26 条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。）第 2 条第 5 項で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- （1）業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
 - イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。
 - ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
- （2）業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある独立行政法人個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
- （3）保有個人情報の管理責任者を定めること。

- (4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める個人情報保護に関する実施細則（平成17年細則（総）第11号）を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。
 - (5) 発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
 - (6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
 - (7) 受注者は、本契約の業務実施の完了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 3 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（特定個人情報保護）

第26条の2 第25条及び前条の規定にかかわらず、受注者は、本契約において、特定個人情報等（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項で定める個人番号及び同条第8項で定める特定個人情報を指し、以下「特定個人情報等」という。）に係る関係事務を実施する場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 業務従事者等に次に掲げる行為を遵守させること。
 - イ 特定個人情報等は、受注者が本契約に基づき行う個人番号関係事務（番号法第2条第11項に定義される「個人番号関係事務」を指す。）の履行に必要な範囲を超えて利用してはならない。
 - ロ 特定個人情報等を複製したり、受注者の事業所等の外へ持ち出してはならない。
 - ハ 特定個人情報等は秘密として保持し、第4条第1項に基づき第三者に業務の実施を委託する場合を除き、第三者に提供してはならない。
- (2) 業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある番号法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。

- (3) 特定個人情報等の管理責任者と担当者を別途文書にて定めること。
- (4) 特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (5) 本契約の業務従事者等に対して、特定個人情報等の取扱いについての教育を実施すること。また、発注者の求めに応じてその教育を実施したことを証明する文書を提出すること。
- (6) 委託された特定個人情報等の漏えい等の事案発生時における対応をあらかじめ定めること。
- (7) 第 25 条第 6 項に基づき、特定個人情報等を破棄又は返却すること。この場合に第 25 条第 6 項中の「秘密情報」は、「特定個人情報等」と読み替える。特定個人情報等を破棄又は返却した場合には、発注者に対して当該特定個人情報等を破棄又は返却したことを証明する文書を提出すること。
- (8) 発注者は、受注者の事業所等において、特定個人情報等が適切に管理されているか、年 1 回以上の定期的検査等により確認し、その結果を記録するとともに、管理状況が不適切である場合には、改善を指示することができる。受注者は改善を指示された場合には、その指示に応じること。
- (9) 前号に限らず発注者の求めがあった場合は、受注者は特定個人情報等の管理状況を書面にて報告すること。

(情報セキュリティ)

第 27 条 受注者は、発注者が定める情報セキュリティ管理規程（平成 29 年規程(情)第 14 号)及び情報セキュリティ管理細則(平成 29 年細則(情)第 11 号)を準用し、当該規定及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

(安全対策)

第 28 条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

(業務災害補償等)

第 29 条 受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者等の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

(海外での安全対策)

第 30 条 業務仕様書において海外での業務が規定されている場合、受注者は、第 28 条及び前条の規定を踏まえ、少なくとも以下の安全対策を講じるものとする。

- (1) 業務従事者等について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。ただ

し、業務従事者等の派遣事務（航空券及び日当・宿泊料の支給）を発注者が実施する場合であって、発注者が海外旅行保険を付保するときは、この限りではない。

- ・ 死亡・後遺障害 3,000 万円（以上）
- ・ 治療・救援費用 5,000 万円（以上）

- (2) 業務を実施する国・地域への到着後、速やかに滞在中の緊急連絡網を作成し、前号の付保内容と併せ、発注者の在外事務所等に提出する。なお、業務従事者等が3ヵ月以上現地に滞在する場合は、併せて在留届を当該国・地域の在外公館に提出させる。
- (3) 業務を実施する国・地域への渡航前に、外務省が邦人向けに提供している海外旅行登録システム「たびレジ」に、業務従事者等の渡航情報を登録する。
- (4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト（国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER）上で提供する安全対策研修（Web 版）を業務従事者等に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない者については、この限りではない。
- (5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂後の同措置の遵守を徹底する。

- 2 第 28 条及び前条の規定にかかわらず、海外での業務について、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、発注者は、受注者と共同で又は受注者に代わって、受注者の業務従事者等に対し安全対策措置のための指示を行うことができるものとする。

（業務引継に関する留意事項）

第 30 条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約の業務が完了した場合には、受注者は発注者の求めによるところに従い、本契約の業務を発注者が継続して遂行できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

（業務引継に関する留意事項）

第 31 条 本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約の業務が完了した場合には、受注者は発注者の求めによるところに従い、本契約の業務を発注者が継続して遂行できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

(契約の公表)

第 32 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

(2) 受注者の直近 3 カ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 13 章第 6 節に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第 13 章第 7 節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第 33 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第 34 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

(合意管轄)

第 35 条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

2022年●●月●●日

発注者

愛知県名古屋市中村区平池町4-60-7
独立行政法人国際協力機構
中部センター
契約担当役
所長 村上 裕道

受注者

様式集

<参考様式>

■入札手続に関する様式

1. 各種書類受領書（次ページに PDF でも添付しています）
2. 競争参加資格確認申請書
3. 委任状（次ページに PDF でも添付しています）
4. 入札書
5. 共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合）
6. 質問書
7. 辞退理由書

■技術提案書作成に関する様式

1. 技術提案書表紙
2. 技術提案書参考様式（別の様式でも提出可）
3. 辞退理由書

以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
(https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html)

■本件指定様式は次ページ以降に添付しています。

1. 入札書
2. 入札書（代理人ありの場合）
3. 委任状
4. 各種書類受領

なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。

- ・宛先：独立行政法人国際協力機構 中部センター 契約担当役 所長
- ・業務名称：2022年度～2024年度 JICA 中部開発教育指導者向け研修委託業務
- ・調達管理番号：21c01205000000
- ・公告日：2022年3月7日

(様式 4-2 代理人による入札)

入 札 書

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構
中部センター 契約担当役 所長 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名
代理人 (印)

件名：「2022年度～2024年度 JICA 中部開発教育指導者向け研修委託業務」
(調達管理番号 21c01205000000)

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金											円
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載のこと。契約金額は入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をとなります。

<重要>入札日より前にパスワード付き入札書 PDF を機構に送付している場合には、パスワードをこちらに記載ください。 パスワード：

- ※ この様式を使用する場合には様式3の委任状が必要です。
- ※ 代表者印もしくは社印に代えて代理人印を押印ください。
- ※ 調達管理番号△△△△△△△△は、入札説明書に記載されています。
- ※ 代表者による入札の場合は様式4-1を使用してください。
- ※ 一般競争入札（総合評価落札方式）において第1回目の入札書は（代理人が入札会に参加するときでも）、原則としてこちらではなく代表者印もしくは社印による4-1の様式を使用してください。
- ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」もしくは「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html

(様式3)

委 任 状

年 月 日

独立行政法人国際協力機構
中部センター
契約担当役 所長 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名 印

私は、弊社社員 印 を代理人と定め、下記の事項を委任します。

委 任 事 項

「案件名：2022年度～2024年度 JICA 中部開発教育指導者向け研修委託業務」
(調達管理番号 **21c01205000000**)
について、 年 月 日に行なわれる貴機構の入札会に関する一切の権限
以 上

-
- ※ 法人の名称又は商号並びに代表者名を明記し、押印してください。
 - ※ 代表者印を押印ください。ただし、社印でも有効とします。
 - ※ 受任者（代理人）の氏名及び押印が必要です。
 - ※ 「入札会に関する一切の権限」には、以下が含まれると認識しています。
 - ・入札会への立会 及び入札会における入札執行者との質疑応答
 - ・入札書の作成と入札箱への投函（一般競争入札（総合評価落札方式）においては、入札書は事前に提出されているため、入札書の作成及び投函は「入札会に関する」事項には当てはまらず、本委任の対象外です。但し、再入札では、入札会において入札書を作成の上投函するため、本委任事項の対象となります。）
 - ※ 様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：最低価格落札方式（国内向け物品・役務等）」もしくは「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html
http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html